

配偶者からの暴力の防止等に関する  
政策評価書

( 要 旨 )

平成21年 5 月

総 務 省



## 目 次

	頁
第 1 評価の対象とした政策等	
1 評価の対象とした政策	1
2 評価を担当した部局及びこれを実施した時期	1
3 評価の観点	1
4 政策効果の把握の手法	1
5 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	3
6 政策の評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	4
第 2 政策効果の把握の結果等	
1 配偶者暴力相談支援センターの整備状況	5
2 配偶者からの暴力の発見者による通報と被害者からの相談の受付・対応状況	5
3 被害者の保護の実施状況	6
(1) 一時保護	6
(2) 保護	7
4 被害者の自立支援の実施状況	8
(1) 就業の促進	8
(2) 住宅の確保	9
(3) 同居する子どもの就学	10
(4) 住民基本台帳の閲覧等の制限	11
5 関係機関の連携の実施状況	12
6 配偶者からの暴力に関する保護命令の発令状況	13
第 3 評価の結果及び勧告	
1 評価の結果	15
2 勧告	24



## 第1 評価の対象とした政策等

### 1 評価の対象とした政策

本評価において対象とした政策は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下「法」という。）及び法第2条の2に基づき定められた「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」（平成16年12月2日内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号。以下「基本方針」という。）に基づき（注）、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることとされているものである。

（注）法については、平成13年4月の制定以降、16年6月及び19年7月に改正され、基本方針についても、16年12月の策定以降、20年1月に改定されているが、本評価においては、実地調査開始時（19年12月）において施行されていた法及び基本方針に基づく政策を対象とすることを基本とし、統計データ等については、できるだけ最新のものを使用した。

### 2 評価を担当した部局及びこれを実施した時期

総務省行政評価局 評価監視官（法務、外務、文部科学担当）

平成19年3月から21年5月まで

### 3 評価の観点

本評価は、法及び基本方針に基づき、総合的に推進することとされている配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する政策について、関係行政機関の各種施策が総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から、全体として評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するために実施したものである。

### 4 政策効果の把握の手法

本政策は、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図り、もって、人権の擁護と男女平等を実現することを目的としており、政策効果は、主に配偶者からの暴力の発生件数の減少という形で発現されるものと考えられる。

しかしながら、配偶者からの暴力が発生していても被害者が自覚していない場合や、加害者からの報復や家庭の事情等から保護を求めることをためらうケースもあるなど、配偶者からの暴力の発生状況を正確に把握することは容易ではないことから、政策効果を把握するための基礎となる配偶者からの暴力の発生状況に係る政策目標は定めら

れておらず、関係する統計データも整備されていない。このようなことから、政策効果の発現状況を評価するに当たっては、その手法に工夫が必要な状況となっている。

以上のような状況を踏まえ、今回の評価に当たっては、次の手法を用いることとした。

#### (1) 実地調査の実施

本政策を所掌する関係7府省（内閣府、国家公安委員会・警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省。以下同じ。）、地方公共団体、民間シェルター等の関係団体を対象に、次の観点から実地調査を行い、法及び基本方針に基づき講じられている各種施策が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のために有効に機能しているかについて把握・分析した。

① 配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制の整備及び利活用状況（通報、相談、保護等の件数の増減等）並びに行政コストを把握し、どのような効果が上がっているか。

また、地方公共団体における効果的な取組事例にはどのようなものがあるか。

② 関係機関による連携状況を把握し、関係施策の総合的な推進を図るために効果的なものとなっているか。

③ 関係7府省における関係施策に係るフォローアップの実施状況を把握し、目的の達成状況等の把握と施策への反映が効果的に行われているか。

#### (2) アンケート調査の実施

国、地方公共団体、民間団体等において当該政策に携わる実務担当者及び被害者を対象としたアンケート調査を実施し、現在行われている各種施策の現状認識や満足度、国及び地方公共団体が今後重点的に取り組むべきと考える事項等を把握・分析した。

アンケート調査の種類、対象者等は、図表1のとおりである。

なお、アンケート調査の結果については、総務省ホームページに公表している ([http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/kyotsu\\_n/press\\_20.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/kyotsu_n/press_20.html))。

図表1 アンケート調査の種類、対象者等

種類	対象者	対象者数	回答者数 (回答率)
実務担当者アンケート	国、地方公共団体等の実務者 (相談、保護等担当職員)	1,797人 (47都道府県、673市町村)	1,275人 (71.0%)
	地方公共団体の実務者 (公営住宅、住民基本台帳等担当職員)	2,066人 (47都道府県、673市町村)	1,271人 (61.5%)
	民間団体の担当者 (全国の民間シェルターの職員)	105人 (105団体)	67人 (63.8%)
被害者アンケート	被害者 (婦人保護施設及び母子生活支援施設 に入所している配偶者からの暴力の被害者)	約2,300人 (47都道府県)	993人 (43.2%)

## 5 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

### (1) 政策評価・独立行政法人評価委員会（政策評価分科会）

本評価の企画立案及び政策評価書の取りまとめに当たって、次のとおり、政策評価・独立行政法人評価委員会の下に置かれる政策評価分科会の審議に付し、本評価の全般に係る意見等を得た。

- ① 平成19年3月1日：政策評価計画
- ② 平成20年9月26日：調査の状況（政策評価の方向性）

なお、上記分科会の議事要旨及び議事録については、総務省ホームページに公表している([http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/dokuritu\\_n/hyoukaiinkai.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/dokuritu_n/hyoukaiinkai.html))。

### (2) 「配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価」に係る研究会

本評価において対象とした政策の関係分野における学識経験者から成る研究会を平成19年8月に発足させ、政策評価計画の検討、政策効果の発現状況の把握方法、把握したデータの分析手法等に対する具体的な助言、政策評価書の取りまとめに当たっての意見等を得た（3回開催）。

## 6 政策の評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

当省が実施した実地調査及びアンケート調査の結果のほか、主として次の資料を使用した。

- ① 関係7府省及び最高裁判所のホームページに掲載された配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する政策の概要や統計データ等
- ② 内閣府男女共同参画局の「男女間における暴力に関する調査報告書（平成18年4月）」
- ③ 内閣府男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会の「配偶者暴力防止法の施行状況等について（平成15年6月及び19年3月）」



## 第2 政策効果の把握の結果等

国、地方公共団体等において、法の制定以降、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制がどの程度整備され、それらの体制が整備されることにより、どの程度配偶者からの暴力の防止及び保護が図られているかを把握・分析した結果は、次のとおりである。

### 1 配偶者暴力相談支援センターの整備状況

都道府県及び市町村においては、法に基づき、被害者の支援を行う上で中心的な役割を果たす施設である配偶者暴力相談支援センター（以下「支援センター」という。）の整備が進められてきており、その数は、平成14年4月は47都道府県に87施設であったものが、20年9月には47都道府県に171施設及び8市に9施設、合計180施設と法制定後6年間で2倍以上となっている。

### 2 配偶者からの暴力の発見者による通報と被害者からの相談の受付・対応状況

配偶者からの暴力の発見者による通報は支援センター及び警察が、また、被害者からの相談は支援センター、警察のほか法務省の人権擁護機関、婦人相談員等が、それぞれ受け付け、対応することとされている。

- ① 支援センターが法制定後の6年間で2倍以上に増えるなど通報や相談を受け付け、対応する機関の整備が進められており、これらの機関が受け付けた通報及び相談の件数（合計）は、平成14年度の69,587件から19年度の97,893件へと1.4倍となり、増加傾向にある。

これを受付機関別にみると、支援センターでは平成14年度の38,238件から19年度の65,642件(1.7倍)に増加しており、警察では平成14年の14,180件から19年の21,048件(1.5倍)に増加している。

また、平成19年度に支援センターが受け付けた相談件数について、都道府県別に、16歳以上の人口1万人当たりの件数を比較すると、最も多い都道府県（島根県）は18.0件であるのに対し、最も少ない都道府県（宮城県）は1.5件と大きな地域差が生じている。この要因について、離婚率及び完全失業率との相関を分析してみたが、必ずしも明確な相関関係はみられなかった。

- ② 調査した27都道府県の中には、リーフレットや医療機関用の啓発カード等の作成・配布、電話相談の受付時間の延長、支援センターの増設等の取組により、通報及び相談件数が増加したとしている例がみられた。

- ③ 当省のアンケート調査結果によると、通報及び相談件数の増加要因については、国、地方公共団体等の実務者（相談、保護等担当職員）及び民間団体の担当者の多くが、「これまで潜在していた被害が顕在化するケースが増えているから」（国、地方公共団体等の実務者の約 80%、民間団体の担当者の約 90%）、「配偶者からの暴力に関する通報及び相談についての認知度・理解度が上昇しているから」（国、地方公共団体等の実務者の約 70%、民間団体の担当者の約 90%）とみている。

ただし、通報及び相談に係る国及び地方公共団体の取組状況については、国、地方公共団体等の実務者（相談、保護等担当職員）の約 40%、民間団体の担当者の約 70%が「不十分」としており、「十分」や「どちらともいえない」を大きく上回っている。

### 3 被害者の保護の実施状況

被害者の一時保護は婦人相談所が自ら行い又は委託して行うものとされている。また、都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができるとされ、被害者に同伴する子どもがいる場合は母子生活支援施設への入所の措置を執ることとされている。

#### (1) 一時保護

- ① 婦人相談所の一時保護所の数と入所定員は、平成 14 年度は 47 施設 695 人であったが 20 年度は 49 施設 773 人に、また、一時保護委託施設数は、14 年度は 120 施設であったが 20 年度は 261 施設（2.2 倍）に増加しており、一時保護に係る体制の整備が進んでいる。
- ② 被害者の一時保護件数は、平成 14 年度は 3,974 件であったが 19 年度は 4,549 件（1.1 倍）となり増加傾向にある。

平成 19 年度の一時保護件数について、都道府県別に 16 歳以上の人口 1 万人当たりの件数を比較すると、最も多い都道府県（鳥取県）は 1.3 件であるのに対し、最も少ない都道府県（新潟県）は 0.2 件と地域差が生じている。この要因について、支援センターの相談件数、一時保護所の入所定員、生活保護率、離婚率、完全失業率等との相関を分析してみたところ、支援センターの相談件数と弱い相関関係（相関係数 0.31）がみられたが、他は必ずしも明確な相関関係はみられなかった。

- ③ 調査した 22 都道府県（注）における一時保護件数の推移をみると、婦人相談所の一時保護所での一時保護件数はほぼ横ばいであるが、一時保護委託施設での一

時保護件数は、平成 14 年度の 697 件から 18 年度は 1,211 件（1.7 倍）と増加傾向にある。一時保護委託施設での一時保護件数が増加した要因について、当該委託施設数の増加状況との相関を分析してみたところ、強い相関関係（相関係数 0.77）がみられ、一時保護委託施設数の増加が一時保護件数の増加につながっている状況が伺われた。

（注）平成 14 年度以降の実績を把握している 22 都道府県の調査結果である。

- ④ 当省のアンケート調査結果によると、一時保護件数の増加要因については、国、地方公共団体等の実務者（相談、保護等担当職員）及び民間団体の担当者の多くが、「これまで潜在していた被害が顕在化するケースが増えているから」（国、地方公共団体等の実務者の 67%、民間団体の担当者の 88%）、「被害者の保護についての認知度・理解度が上昇しているから」（国、地方公共団体等の実務者の 65%、民間団体の担当者の 72%）とみている。

ただし、被害者の一時保護に係る国及び地方公共団体の取組状況については、国、地方公共団体等の実務者（相談、保護等担当職員）の 32%、民間団体の担当者の 75%が「不十分」としており、「十分」や「どちらともいえない」を大きく上回っている。

## (2) 保護

- ① 婦人保護施設及び母子生活支援施設の数と入所定員はいずれもやや減少傾向にある。婦人保護施設については、平成 14 年は 51 施設 1,525 人であったが 20 年は 50 施設 1,401 人に減少しており、母子生活支援施設については、14 年は 286 施設 5,620 人であったが 20 年は 278 施設 5,521 人に減少している。
- ② 婦人保護施設及び母子生活支援施設での被害者の保護件数の合計は、平成 14 年度は 1,683 件であったが 18 年度は 1,785 件（1.1 倍）に増加している。ただし、母子生活支援施設では増加しているが（平成 14 年度は 1,000 件で 18 年度は 1,350 件）、婦人保護施設では減少している（平成 14 年度は 683 件で 18 年度は 435 件）。

平成 18 年度の婦人保護施設及び母子生活支援施設における保護件数について、都道府県別に、16 歳以上の人口 1 万人当たりの件数を比較すると、最も多い都道府県（愛知県）は 0.43 件であるのに対し、最も少ない都道府県（福島県、福井県及び高知県）は 0.03 件と地域差が生じている。この要因について、一時保護件数、支援センターの相談件数、生活保護率、離婚率及び完全失業率との相関を分析してみたところ、一時保護件数とは中程度の相関関係（相関係数 0.52）がみられたが、他は必ずしも明確な相関関係はみられなかった。

③ 当省のアンケート調査結果によると、回答者の所属機関においては保護件数が「増加している」とする者が多く（国、地方公共団体等の実務者（相談、保護等担当職員）の 57%、民間団体の担当者の 45%）、その要因については、国、地方公共団体等の実務者（相談、保護等担当職員）及び民間団体の担当者の多くが、「これまで潜在していた被害が顕在化するケースが増えているから」（国、地方公共団体等の実務者の 66%、民間団体の担当者の 69%）、「被害者の保護についての認知度・理解度が上昇しているから」（国、地方公共団体等の実務者の 53%、民間団体の担当者の 31%）、「被害者の保護を行うための体制の整備が進んでいるから」（国、地方公共団体等の実務者の 38%、民間団体の担当者の 54%）とみている。

ただし、被害者の保護に係る国及び地方公共団体の取組状況については、国、地方公共団体等の実務者（相談、保護等担当職員）の 33%、民間団体の担当者の 49%が「不十分」としており、「十分」や「どちらともいえない」を大きく上回っている。

#### 4 被害者の自立支援の実施状況

被害者が自立して生活することを促進するため、支援センターは就業の促進、住宅の確保、同居する子どもの就学、住民基本台帳の閲覧等の制限等に関する制度や被害者を居住させ保護する施設の利用等について、情報の提供、助言、関係機関の連絡調整その他の援助を行うこととされている。また、これらの制度を所管する府省等は、被害者の自立支援のために適切な対応を講ずるよう努めることとされている。

##### (1) 就業の促進

支援センターは、公共職業安定所、職業訓練施設、職業訓練制度等についての情報提供や関係機関との連絡調整等を行い、公共職業安定所及び職業訓練施設は、被害者の自立支援のための適切な対応に努めることとされている。

現在、公共職業安定所及び職業訓練施設においては、被害者を対象とした特別の就業支援措置を講ずるのではなく、被害者が職業紹介を受けるため来所等した際に被害者の状況に応じたきめ細かい就業支援を行うこととしているが、当該機関を利用した被害者数や職業紹介により就業した被害者数等のデータを把握していない。このため、両機関における被害者に対する就業支援施策全体の効果の発現状況を定量的に把握することはできなかった。

このようなことから、本評価では、国、地方公共団体、民間団体等の実務担当者及び被害者を対象に現行の国及び地方公共団体の就業支援の取組に対する認識や満

足度等についてアンケート調査を実施するとともに、被害者支援の観点から法の制定以降に講じられた「離婚が成立していない被害者に対する支援措置」の効果を把握することとした。

- ① 当省のアンケート調査結果によると、被害者の就業の促進に係る国及び地方公共団体の取組状況については、国、地方公共団体等の実務者（相談、保護等担当職員）の41%、民間団体の担当者の78%が「不十分」としており、「十分」や「どちらともいえない」を大きく上回っている。
- ② 母子家庭の母等に対する支援措置として、無料の公共職業訓練の受講あっせんや事業主に対する雇用奨励金の給付等があるが、従来は、離婚が成立していない者はその対象とされなかったところ、平成19年9月からは、被害者については離婚が成立していなくても配偶者から遺棄されていると認められる場合はその対象とすることとされ、その証明は市町村が行うこととされた。

調査した27公共職業安定所における当該支援措置の実施状況をみると、平成19年9月から20年3月の間に、職を求めて来所した被害者に市町村の証明書を発行してもらうよう誘導した件数は19件、当該証明書の受理件数は1件となっており、当該措置の開始後間もないこともあって、その実績は少ない。また、中には、当該措置により、市町村は被害者が配偶者から遺棄されている者に該当する旨の証明を行う責務を有することになったことを承知していなかったものが1市みられた。

## (2) 住宅の確保

被害者の公営住宅への入居については、地方公共団体において、地域の住宅事情や公営住宅ストックの状況等を総合的に勘案しつつ、優先入居や目的外使用の実施等について特段の配慮を行うことが必要であるとされている。国土交通省は、平成16年3月に、被害者の住宅に困窮する実情に応じて、事業主体の判断により、優先入居及び目的外使用させることが可能であることを都道府県等に通知している。また、17年12月には、単身入居も可能となった。

- ① 調査した27都道府県及び27市においては、被害者の公営住宅への優先入居等を実施している事業主体数は増加傾向にある。優先入居の実施事業主体数は平成16年度の23事業主体から19年度は41事業主体（1.8倍）に、目的外使用の実施事業主体数は16年度の8事業主体から19年度は18事業主体（2.3倍）に、単身入居の事業主体数は17年度の30事業主体から19年度は50事業主体（1.7倍）に増加している。

被害者からの申込件数（注）も増加傾向にあり、優先入居の申込件数は平成 16 年度の 158 件から 18 年度は 435 件（2.8 倍）に、目的外使用の申込件数は 16 年度の 0 件から 18 年度は 12 件に、単身入居の申込件数は 17 年度の 39 件から 18 年度は 283 件（7.3 倍）に増加している。

（注）平成 16 年度以降の実績を把握している 31 事業主体（優先入居）の調査結果である。

他方、平成 18 年度の被害者の入居状況（注）をみると、優先入居の申込件数 323 件に対し入居件数 46 件（入居率 14%）となっており、希望してもなかなか入居できない状況となっている。

（注）平成 18 年度に優先入居の申込みがあり、入居した件数を把握している 19 事業主体の調査結果である。

これを事業主体別にみると、入居率 100%の事業主体（5 事業主体）がある一方で、入居率 0%の事業主体（6 事業主体）や、申込件数 71 件に対し入居件数 1 件（入居率 1%）の事業主体（1 事業主体）もある。また、優先入居の実施方法をみると、過半数の 11 事業主体では当選倍率を優遇する方法を採用しているが、その平均入居率は 11%と低い。他方、登録入居制とし公営住宅に空きが出た時に入居させる方法を採用し、ほぼ全員が入居している事業主体もみられた。

- ② 当省のアンケート調査結果によると、被害者の住宅の確保に係る国及び地方公共団体の取組状況については、国、地方公共団体等の実務者（相談、保護等担当職員）の 49%、民間団体の担当者の 79%が「不十分」としており、「十分」や「どちらともいえない」を大きく上回っている。ただし、地方公共団体の公営住宅担当課の職員は「どちらともいえない」（38%）が最も多くなっている。

### (3) 同居する子どもの就学

教育委員会や学校は、被害者の子どもの転校先や居住地等の情報を適切に管理し、支援センターは教育委員会や学校と連携し、被害者に対し、必要に応じ、同居する子どもの就学について情報提供等を行うこととされている。文部科学省は、教育委員会に対し、住民基本台帳に記載されていない者であっても当該市町村に住所を有する者であれば就学を認める扱いがなされていること、また、転出先の学校は、被害者等の安全を確保するために情報の制限が必要な場合は、転出元の学校に対し転出の事実のみを知らせる等の対応も考えられること等を周知している。

- ① 調査した 27 市教育委員会のすべてにおいて、住民票を異動せずに転入した被害者の子どもの就学を認めることとされており、住民票を異動せずに転入した被害者の子どもの就学件数の推移をみると（注）、平成 16 年度以降毎年 120 件前後となっている。

(注) 平成 16 年度以降の実績を把握している 8 市教育委員会の調査結果である。

- ② 調査した 27 都道府県及び 27 市の教育委員会の中には、被害者と同居する子どもの転校先や居住地等の情報を厳重に管理するため、独自のマニュアルを作成している教育委員会（3 都道府県及び 2 市の教育委員会）や、必要の都度、学校に対する指導・助言をしているとしている教育委員会（14 都道府県及び 19 市の教育委員会）がみられた。
- ③ 当省のアンケート調査結果によると、被害者と同居する子どもの就学に係る国及び地方公共団体の取組状況については、国、地方公共団体等の実務者（相談、保護等担当職員及び市町村教育委員会の職員）と民間団体の担当者の認識が分かれており、前者は「十分」とみる割合が高いのに対し、後者は「不十分」とみる割合が高くなっている。

#### (4) 住民基本台帳の閲覧等の制限

総務省は、住民基本台帳の閲覧等に関し被害者を保護するため、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令や住民基本台帳事務処理要領等を改正し、平成 16 年 7 月以降、市町村長は、被害者を保護するため、被害者から申出があった場合は、加害者からの住民基本台帳の閲覧等の請求を拒否する等の措置を講ずるよう通知している。

また、被害者の情報を厳重に管理するため、平成 17 年 4 月以降、選挙人名簿の抄本の閲覧についても、選挙管理委員会と住民基本台帳担当部局が連携し、加害者からの請求は拒否する等の措置を講ずることとされている。

- ① 調査した 27 市のすべてにおいて、住民基本台帳の閲覧等の制限が行われており、被害者からの当該制限の申出件数の推移をみると（注）、平成 17 年度は 1,200 件であったが、18 年度は 1,606 件、19 年度（4 月から 12 月）は 1,572 件と増加傾向にある。

(注) 平成 17 年度以降の実績を把握している 26 市の調査結果である。

選挙人名簿の抄本の閲覧の制限については、平成 20 年 9 月現在、26 市（96%）で行われているが、1 市（4%）では大半が行政機関からの請求であり制限する必要性に乏しいとして行われていない。

- ② 調査した 27 市の中には、住民基本台帳からの情報を基に事務処理を行う部局との連携を図るため、住民基本台帳の閲覧等の制限を行うことが決定されたときは、関係部局に支援対象被害者に係る情報を速やかに連絡し厳重な情報管理を要請する仕組みを設け、その徹底を図っている市（17 市）がみられた。そのうちの 1 市

では、住民記録検索システムの画面上に支援対象者であることを示すフラグを設定し、関係部局の利用者が一目でわかるような工夫をしている。

また、世帯分離や住民票の改製の措置を講じることにより、被害者の住所が加害者等に知られることを防止する効果もある旨を被害者に教示し、所定の届出等があれば当該措置を講じている市（12市）がみられた。

- ③ 当省のアンケート調査結果によると、住民基本台帳の閲覧等の制限に係る国及び地方公共団体の取組状況については、市町村の住民基本台帳担当課の職員の19%、民間団体の担当者の33%が「不十分」としており、「十分」をいずれも4ポイント上回っている。ただし、国、地方公共団体等の相談、保護等担当職員は「十分」（38%）としている方が「不十分」（14%）より多くなっている。

## 5 関係機関の連携の実施状況

支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関や被害者の保護及び自立支援に関する施策を所管する関係機関は、相談、保護、自立支援等の様々な段階で緊密に連携しつつ取り組むことが必要であり、このため、支援センターを中心とした関係機関の協議会（以下「連絡協議会」という。）の設置、関係機関の相互の協力の在り方をマニュアル等の形であらかじめ決めておくことが有効であるとされている。

- ① 連絡協議会は、平成20年1月現在、47都道府県のすべてに設置されている。

調査した27都道府県の連絡協議会の参加機関をみると、都道府県、市町村、国及び民間団体の4者の関係機関が参加しているのは24都道府県（89%）で、裁判所がオブザーバー参加している連絡協議会も20都道府県でみられた。他方、3都道府県の連絡協議会では、4者の関係機関の一部が不参加となっている。

また、関係機関の連携に関するマニュアルは、調査した27都道府県のうち13都道府県（48%）で作成されている。

このほか、関係機関の連携を図るため、次のような工夫した取組を行っている例がみられた。

- i 都道府県の枠を超えた広域的な連携を図るため、おおむねブロック単位に設置されている婦人相談所長連絡会議を活用し、一時保護所の広域相互利用する際の費用負担等に関する申合せを行うなどして、一時保護を要する被害者を他の都道府県の一時保護所に円滑に移送している例が、関東、東海及び中国地域の関係都道府県でみられた。これにより、毎年10件程度の被害者の移送実績が上がってい



る。

ii 被害者の相談や支援申請時の負担を軽減するとともに加害者と遭遇する危険性を少なくするため、被害の状況や希望する支援等を記入する相談共通シートを設け、都道府県や市の関係部局への各種支援申請手続を並行して進めるようにしている例が、3都道府県1市でみられた。

iii 保護命令制度（後述項目第2の6参照）の円滑な運営を図るため、都道府県、警察及び裁判所等による連絡協議会を開催し、保護命令申立書の様式の支援センターへの備付け、保護命令の申立日程に係る支援センターと裁判所の事前調整の実施、警察への審尋期日の連絡等の措置が講じられた。これにより、保護命令の申立てから決定までの期間の短縮、加害者と被害者が接触する危険性の減少、保護命令決定後の警察による加害者への指導警告の速やかな実施等が図られたとしている例が、4都道府県でみられた。

② 当省のアンケート調査結果によると、関係機関の連携に係る国及び地方公共団体の取組状況については、国、地方公共団体等の実務者（相談、保護等担当職員）の35%及び民間団体の担当者の71%が「不十分」としており、いずれも「十分」を大きく上回っている。ただし、市町村の公営住宅や住民基本台帳等の担当職員は「どちらともいえない」が43%と最も多く、「十分」と「不十分」はいずれも19%となっている。

## 6 配偶者からの暴力に関する保護命令の発令状況

裁判所は、被害者からの申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、加害者に対し、つきまといをしてはならないこと、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること等を命ずる（以下「保護命令」という。）ものとされている。

保護命令の発令件数は、平成14年は1,128件であったが、19年は2,186件（1.9倍）となり、増加傾向にある。

以上のとおり、法の制定以降、国、地方公共団体等における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に係る体制の整備が進み、配偶者からの暴力に関する認知度・理解度の上昇とこれまで潜在していた被害の顕在化等により相談件数や保護件数等が増加していること、また、都道府県における被害者の相談、保護、自立支援、関係機関の連携等に係る工夫した取組と成果がみられるなど、法の制定による一定の効果が発現していると考えられる。

しかしながら、国、地方公共団体、民間団体等の実務担当者及び被害者に対する当省のアンケート調査結果によれば、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に係る国及び地方公共団体等の取組に対する現場の実務担当者や被害者の認識は厳しく、一部の事項を除き、「十分である」とする者の割合よりも「不十分である」とする者の割合の方が上回っていることに留意する必要がある。

### 第3 評価の結果及び勧告

#### 1 評価の結果

当省が実施した実地調査及びアンケート調査の結果等をみると、平成13年の法制定以降、被害者の支援を行う上で中心的な役割を果たす支援センターや被害者の一時保護施設が増加するとともに、被害者の公営住宅への優先入居、住民基本台帳の閲覧等の制限等、被害者の自立を促進するための各種支援を行う都道府県や市町村も増加しており、また、支援センターを中心とする関係機関の連絡協議会がすべての都道府県に設置されるなど、国、地方公共団体等における配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制の整備が進んできている。

このような体制が整備されることにより、被害者からの相談件数や被害者の一時保護件数が増加しており、その要因について、国、地方公共団体、民間団体等の実務担当者の多くは、「これまで潜在していた被害が顕在化するケースが増えているから」、「配偶者からの暴力に関する通報及び相談についての認知度・理解度が上昇しているから」とみている。また、被害者の公営住宅への優先入居等の申込件数や住民基本台帳の閲覧等の制限の申出件数も増加しており、住民票を異動せずに転入した被害者と同居する子どもの就学も調査した8市教育委員会で毎年120件程度認められている。このほか、地方公共団体の中には、被害者の負担の軽減と加害者と遭遇する危険性を減少させる観点から、被害状況や必要とする支援等に関する「DV相談共通シート」を作成し、複数の窓口に係る手続を並行して進めているなどの工夫した取組を行っている例がみられた。

このようなことから、法の制定による一定の効果が発現していると考えられるが、以下のような問題・課題が認められ、その解消が必要となっている。

#### (1) 配偶者からの暴力の発見者による通報と被害者からの相談

##### ① 広報啓発及び医療関係者への研修

調査した27都道府県における通報・相談に係る広報啓発や医療関係者向けの研修の実施状況をみると、3都道府県では、法制定以降、通報を促進するための広報啓発や医療関係者への研修を全く行っていない。また、医療関係者向けの研修を行っている都道府県は少なく、過半数の15都道府県(56%)が行っていない。

##### ② 電話相談の受付時間

調査した27都道府県及び4市の46支援センターにおける電話相談の受付時

間をみると、夜間や休日等に拡大し相談件数の増加に結び付いている支援センターがある一方で、約半数の 21 支援センター（46%）では、特段の受付時間の延長等を行わず、支援センターの開設時間と同じ平日の 18 時までの受付としている。

③ 通報件数及び相談件数

i 本政策の効果を測定するための基礎的な指標の一つである支援センターが受け付けた通報件数及び相談件数について、内閣府への報告が的確に行われていない例が、調査した 27 都道府県のうち 6 都道府県でみられた。

i) 通報に該当する案件を相談に分類して報告しており、平成 14 年度から 18 年度までの間の通報実績はないとしているもの（4 都道府県）。医療関係者からの通報のみを通報件数に計上し、一般からの通報は相談件数に計上しているもの（1 都道府県）。これらの原因としては、内閣府が報告を求めている通報の取扱いが徹底されていないことによるものと考えられる。

ii) 支援センターが受け付けた相談件数に、他の施設が受け付けた相談件数も合わせて報告しているもの（1 都道府県）。

ii 現在、内閣府は、支援センターが受け付けた相談件数は把握しているが、市町村や男女共同参画センターが受け付けた相談件数は把握していない。

しかし、調査した 27 都道府県における相談件数の把握状況をみると、都道府県内の被害者の動向を的確に把握する観点から、市町村が受け付けた相談件数も把握しているもの（3 都道府県）があり、これらの都道府県では、市町村の受付件数が支援センターの受付件数より多くなっている。また、男女共同参画センターが受け付けた相談件数を把握しているもの（9 都道府県）もみられた。

このような状況、平成 19 年 7 月の法改正により、市町村基本計画の策定（法第 2 条の 3 第 3 項）や市町村が設置する適切な施設において当該施設が支援センターとしての機能を果たすようにすること（法第 3 条第 2 項）が市町村の努力義務とされるなど、配偶者からの暴力の防止と被害者の保護を図る上で、市町村の役割が増大していることを勘案すれば、市町村等が受け付けた相談件数の把握が課題となっていると考えられる。

④ 当省のアンケート調査結果によると、通報及び相談に係る国及び地方公共団体の取組状況について、国、地方公共団体等の実務者（相談、保護等担当職員）

の約 40%、民間団体の担当者の約 70%が「不十分」としており、「十分」や「どちらともいえない」を大きく上回っている。また、今後重点的に取り組むべき事項については、国、地方公共団体等の実務者（相談、保護等担当職員）及び民間団体の担当者は、「関係機関の連携」（64%から 70%）を挙げる者が最も多く、次いで回答割合が高いのは、「支援センター及び警察における通報・相談の受付・処理の適切化と迅速化」（36%から 75%）等となっている。被害者が配慮を求めているのは、「安心して相談できるような施設・環境を整備すること」（65%）、「いつでも相談を受けられるようにすること」（61%）、「どこに相談すればよいのかわかるようにすること」（61%）などとなっている。

⑤ 当省の政策評価の途上で講じられた関係府省の措置

内閣府は、地方公共団体における被害者の緊急時の安全確保、相談、自立支援等に関する官民連携の好事例を収集し、平成 20 年度に都道府県及び市町村に情報提供を行っている。

## (2) 被害者の保護

① 一時保護申請時の福祉事務所の関与

調査した 27 都道府県のうち 9 都道府県では、一時保護の申請は原則として福祉事務所を経由することとしている。しかし、速やかな一時保護を求めて婦人相談所を訪れた被害者に対し、福祉事務所を経由していないとして、まず福祉事務所に行くよう要請しているなど、被害者の一時保護を速やかに行う観点から疑問のある例が 2 都道府県で 2 事例みられた。

② 当省のアンケート調査結果によると、被害者の一時保護及び保護に係る国及び地方公共団体の取組状況について、国、地方公共団体等の実務者（相談、保護等担当職員）の約 30%、民間団体の担当者の約 50%から 75%が「不十分」としており、「十分」や「どちらともいえない」を大きく上回っている。このことについて、当省が開催した「配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価」に係る研究会では、民間団体の担当者の 75%が不十分と回答しているのは、婦人相談所における一時保護の機能をさらに使いやすいものにしていくことが必要と認識している者が多いとみるべきではないか、とする意見がみられた。また、今後重点的に取り組むべき事項については、被害者の一時保護に関し、国、地方公共団体等の実務者（相談、保護等担当職員）は、「保護施設の増大」（49%）、「被害者の安全確保対策の充実」（46%）の割合が高く、民間団体の

担当者は、「近隣の地方公共団体で取決めを行う等広域的な対応の充実」(61%)、「関係機関の連携の促進」(57%)の割合が高い。

### (3) 被害者の自立支援

#### ア 就業の促進

- ① 就業の促進に係る施策の効果を測定するためには、公共職業安定所等における被害者の就業支援に係る実績を示すデータが必要であるが、当該データは全く整備されていない。被害者の就業支援の効果測定指標の設定と定期的な把握が課題となっていると考えられる。
- ② 離婚が成立していない被害者への支援

平成 19 年 9 月から実施された離婚が成立していない被害者に対する無料の公共職業訓練の受講あっせん等の支援状況をみると、調査した 27 公共職業安定所の中には市町村との連携が十分図られていないものがある。

  - i 管内市町村の担当部局の全部又は一部を把握していないものが 8 公共職業安定所
  - ii 管内市町村との連絡、打合せ等を 1 回も実施していないものが 21 公共職業安定所
  - iii 離婚が成立していない被害者への支援の実施に当たり、市町村が被害者が配偶者から遺棄されていることの証明を行う責務を有することを承知していないものが 1 市。この原因について、当該市は、県からの通知等がなかったためとしている。
- ③ 当省のアンケート調査結果によると、被害者の就業の促進に係る国及び地方公共団体の取組状況について、国、地方公共団体等の実務者（相談、保護等担当職員）の約 40%、民間団体の担当者の約 80%が「不十分」としており、「十分」や「どちらともいえない」を大きく上回っている。また、これまで就業支援を受けたことがないと回答した被害者の 20%が「受けられる支援があることを知らなかった」としている。

#### イ 住宅の確保

- ① 被害者の優先入居等

調査した 54 事業主体（27 都道府県及び 27 市）における被害者の公営住宅への優先入居等の実施状況をみると、優先入居等の措置を講じていない事業

主体等があるほか、被害者の入居率は低い状況となっている。

- i 被害者に対する優先入居、単身入居及び目的外使用の措置を全く講じていない事業主体がある（2事業主体（2市））。また、被害者を優先入居の対象としていない事業主体がある（13事業主体（2都道府県及び11市））。
- ii 被害者の優先入居等に係る広報を行っていない事業主体がある（10事業主体（2都道府県及び8市））。
- iii 被害者の公営住宅への入居状況（平成18年度）をみると、申込件数323件に対し入居件数は46件で入居率は14%と低い状況となっている。  
また、優先入居を実施しているものの、入居率0%の事業主体がある（6事業主体）ほか、申込件数71件に対し入居が1件しかない事業主体もある（1事業主体）。

- ② 当省が実施したアンケート調査結果によると、被害者の住宅の確保に係る国及び地方公共団体の取組状況について、国、地方公共団体等の実務者（相談、保護等担当職員）の49%、民間団体の担当者の79%が「不十分」としており、「十分」や「どちらともいえない」を大きく上回っている。また、これまで住宅の確保に関する支援を受けたことがないと回答した被害者の23%が「受けられる支援があることを知らなかった」としている。

## ウ 同居する子どもの就学

- ① 住民票を異動していない被害者の子どもの就学

調査した27市教育委員会における住民票を異動していない被害者の子どもの就学の実施状況をみると、教育委員会により実施手続が異なっており、中には、異なる手続があることを承知していない教育委員会もあった。

- i 区域外就学に該当するものと解し、転出元の教育委員会との協議を行った上で就学を認めているものが6教育委員会（22%）
- ii 現在居住していることをもって転出元の教育委員会との協議を行わずに就学を認めているものが9教育委員会（33%）
- iii i及びiiを併用しているものが12教育委員会（44%）
- iv i及びiiの中には、2種類の手続があることを知らなかったとしているものが4教育委員会（15%）

また、当該就学の際の添付書類についても教育委員会で区々となっており、添付書類は不要とするもの（1教育委員会）がある一方で、居住証明書の提

出を求めているもの（22 教育委員会）や、被害者証明書の提出を求めているもの（13 教育委員会）等がある。

## ② 被害者の子どもの転校先や居住地等の情報の管理

調査した 27 都道府県及び 27 市の教育委員会における被害者の子どもの転校先や居住地等の情報管理の状況をみると、13 都道府県教育委員会（48%）及び 8 市教育委員会（30%）では学校に対する厳重な情報管理に関する指導・助言が行われていない。

また、27 市の教育委員会において、住民票を異動していない被害者の子どもの就学に係る関係機関との連絡、協議等を行う際の情報管理の方法が、次のとおり、教育委員会によって区々となっている状況がみられた。

### i 転出元の教育委員会との協議

区域外就学に係る転出元の教育委員会との協議の際に、被害者の申出等があれば子どもの転出先の学校名や所在地等の情報を制限するとしているもの（7 市教育委員会）、被害者の申出等があれば協議を行わないとしているもの（4 市教育委員会）、被害者の申出の有無にかかわらず情報制限を行っていないとしているもの（3 市教育委員会）がある。

### ii 指導要録の写しの学校間の授受

転出元の学校から転出先の学校に子どもの指導要録の写しを送付する際の情報制限の実施状況をみると、次のように異なる取扱いがなされている。

i) 送付を依頼する立場での対応としては、被害者の申出等があれば子どもの転出先の学校名や所在地等の情報制限を行うとしているもの（8 市教育委員会）、特段の情報制限を行っていないとしているもの（5 市教育委員会）、被害者の申出があれば送付自体を依頼しないとしているもの（12 市教育委員会）がある。

ii) 送付を依頼される立場での対応としては、子どもの転出先の学校名や所在地等の情報制限を行うとしている教育委員会（9 市教育委員会）、特段の情報制限を行っていないとしている教育委員会（11 市教育委員会）、加害者からの指導要録の開示請求があった場合を考慮し依頼があっても送付しないとしている教育委員会（1 市教育委員会）がある。

このように教育委員会の取扱いが異なっていることについて、2 市教育委員会では「対応に苦慮しており、統一的な方針を示してほしい」として



いる。

iii 学齢簿に記載した旨の通知

現住所を基にした就学を認め学齢簿に記載した旨を転出元の教育委員会に通知する場合、転出元の情報が得られても通知しない、あるいは、被害者の申出等があれば通知しないとしているもの（15市教育委員会）、被害者から転出元の教育委員会等の情報が得られれば通知するとしているもの（4市教育委員会）がある。

- ③ 当省のアンケート調査結果によると、被害者の子どもの就学に係る国及び地方公共団体の取組状況について、国、地方公共団体等の実務者（相談、保護等担当職員及び市町村教育委員会の職員）と民間団体の担当者の認識は異なっており、前者は「十分」とする者（18%から29%）が「不十分」とする者（15%）を上回っているが、後者は「不十分」とする者（43%）が「十分」とする者（16%）を上回っている。また、これまで子どもの転校先や居住地等の情報の管理に関する支援を受けたことがないと回答した被害者の18%が「受けられる支援があることを知らなかった」としている。

## エ 住民基本台帳の閲覧等の制限

① 住民基本台帳の閲覧等の制限に係る支援の必要性の確認方法

調査した27市における被害者から住民基本台帳の閲覧等の制限の実施状況をみると、次のとおり、支援の必要性の確認方法が区々となっている。3都道府県警察では、市町村が自ら相談を受けていたり保護命令決定が出されている場合でも警察の意見を聴取している市町村があるが、被害者の負担軽減の観点から望ましくないとしている。

- i 19市（70%）では、保護命令決定書の写しの提出又は警察、支援センター、市町村等の関係機関のいずれかの意見を聴取し、確認している。
- ii 8市（30%）では、保護命令決定書の写しだけでは足りないとしたり、意見聴取の対象機関から市町村等を除外している。

支援の必要性の確認は、被害者の負担を軽減する観点から、必要最小限とするよう市町村に徹底することが課題となっていると考えられる。

② 関係部局における情報の管理

調査した27市における選挙人名簿の抄本の閲覧制限の実施状況をみると、1市（4%）では行われておらず、その理由について、大半が行政機関から

の請求であり制限する必要性に乏しいとしている。

- ③ 当省のアンケート調査結果によると、住民基本台帳の閲覧等の制限に係る国及び地方公共団体の取組状況について、市町村の住民基本台帳担当課の職員の19%及び民間団体の担当者の33%が「不十分」としており、「十分」とする者（15%から28%）を上回っている。ただし、国、地方公共団体等の実務者（相談、保護等担当職員）は、「十分」とする者（38%）が「不十分」とする者（14%）を上回っている。また、これまで住民基本台帳の閲覧等の制限に関する支援を受けたことがないと回答した被害者の25%が「受けられる支援があることを知らなかった」としている。

## オ その他

当省のアンケート調査結果によると、被害者の自立支援に係る国及び地方公共団体の取組のうち、今後重点的に取り組むべきものあるいは今後受けたいと思う支援として回答割合が高かったのは、「被害者のアフターフォロー（保護施設を退所した後でも相談しやすい体制等を整備し、被害者を孤立させないようにする）」（注1）と「自立支援情報の提供（被害者が新しい場所で生活を始めるにあたり、その地域の支援センターや福祉事務所で利用できる支援についての情報提供や助言）」（注2）であった。

（注1）国、地方公共団体等の実務者（相談、保護等担当職員）の68%、民間団体の担当者の85%が挙げており、各種の自立支援施策の中で最も高い割合となっている。また、被害者は59%で、「住宅の確保」に次いで2番目に高い割合となっている。

（注2）国、地方公共団体等の実務者（相談、保護等担当職員）の55%、民間団体の担当者の64%、被害者の55%が挙げています。

## (4) 関係機関の連携

- ① 調査した27都道府県における連絡協議会の設置状況をみると、国の機関が参加していない協議会（2協議会）、市町村の関係機関が参加していない協議会（2協議会）、民間団体が参加していない協議会（1協議会）があり、そのうち1協議会は都道府県の関係機関のみで構成されている。

国の機関等の参加状況をみると、法務局・地方法務局は本省から必ず参加するよう指示されていることもあり24協議会に参加しているが、他の機関の参加状況は低調で、公共職業安定所・労働局は10協議会、法テラスが3協議会、地方入国管理局が2協議会となっている。公共職業能力開発施設及び検察庁は

全く参加していない。

都道府県や市町村の関係部局の参加状況をみると、都道府県の公営住宅担当部局（9 協議会）、市町村福祉事務所（6 協議会）の参加が比較的低調となっている。また、司法書士会や調停協会連合会が参加している連絡協議会はない。

- ② 調査した 27 都道府県における関係機関の連携マニュアルの作成状況をみると、独自に作成又は内閣府等が作成したマニュアルを活用している都道府県がある（15 都道府県）一方で、12 都道府県（44%）ではマニュアルを作成していない。
- ③ 当省のアンケート調査結果によると、国及び地方公共団体の関係機関の連携状況について、国、地方公共団体等の実務者（相談、保護等担当職員）の 35% 及び民間団体の担当者の 71% が「不十分」としており、「十分」（5% から 21%）を上回っている。
- ④ 当省の政策評価の途上で講じられた関係府省の措置

内閣府は、平成 20 年 9 月 26 日に開催した官民の関係者による「配偶者からの暴力防止と被害者の支援に関する全国会議」の第 2 分科会（機関連携会議の運営の実際）において、都道府県や市町村における関係機関の連携の取組事例の紹介と意見交換を行っている。また、内閣府は、地方公共団体における被害者の緊急時の安全確保、相談、自立支援等に関する官民連携の好事例を収集し、平成 20 年度に都道府県及び市町村に情報提供を行っている。

## (5) 関係施策のフォローアップ

関係 7 府省における平成 18 年度から 20 年度（平成 20 年 9 月まで）の関係施策のフォローアップの実施状況について、各府省の政策評価書等を基に把握・分析したところ、内閣府、国家公安委員会・警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省においては、実績評価方式等による事後評価等が行われていたが、総務省の住民基本台帳の閲覧等の制限の支援及び文部科学省の被害者と同居する子どもの就学支援に係る施策については、国の予算措置は講じられていないこと、地方公共団体が実施主体であること等を理由に、特段のフォローアップは行われておらず、地方公共団体における実態も十分把握されていない。

なお、総務省では、市町村における住民基本台帳の閲覧等の制限の実施状況について、平成 20 年 12 月に当該閲覧等の制限の措置件数等の調査を行い、21 年 5 月現在、当該調査の結果を取りまとめ中であるとしている。今後、定期的にフォローアップしていくことが重要である。

## 2 勸告

関係府省は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する政策を効果的に推進する観点から、当省のアンケート調査結果も参考にしつつ、次の措置を講ずる必要がある。

### (1) 通報及び相談の効果的な実施

都道府県や市町村における通報及び相談に係る広報啓発や関係者への研修、支援センターの電話相談受付時間拡大等の工夫事例を把握し、都道府県や市町村に対しこれを情報提供する取組を継続するとともに、これらの情報を踏まえた更なる効果的な実施を図るよう要請すること。

また、本政策の効果を測定するための基礎的な指標の一つである通報及び相談件数の動向を的確に把握するため、支援センターや警察等が受け付けた通報及び相談件数のみならず、市町村等が受け付けた相談件数についても把握するよう努めること。都道府県に対しては、支援センターが受け付けた通報及び相談の件数を的確に報告するよう徹底すること。

(内閣府)

### (2) 被害者の一時保護機能の充実

法により婦人相談所が行うこととされている被害者の一時保護について、その取組を更に充実させるとともに、一時保護の申請は原則として福祉事務所を経由することとしている都道府県に対し、被害者の緊急度等を十分勘案し、必要な場合は福祉事務所を経由していない場合でも適切に受け入れるよう徹底すること。

(厚生労働省)

### (3) 被害者の自立支援の充実

#### ア 就業の促進

公共職業安定所等における被害者の就業支援施策の効果を測定する指標を設定し、定期的にその実績を把握すること。

また、離婚が成立していない被害者を母子家庭の母等に対する就業支援の対象とする措置の円滑な実施と利用の促進を図るため、公共職業安定所に対し、管内市町村の担当部局を的確に把握し、当該措置の趣旨・内容を周知・徹底するとともに、情報交換を密にするなど連携して業務を実施するよう指示すること。

(厚生労働省)

## イ 住宅の確保

都道府県等における被害者の公営住宅への優先入居等の実施状況を把握する際に、併せて、制度の広報や入居率の向上等に資する工夫事例を把握し、都道府県等に対しこれを情報提供すること。

また、公営住宅への優先入居等の措置を講じていない都道府県等に対し、住宅事情や公営住宅ストックの状況等を勘案しつつ、当該措置を導入するよう要請すること。

(国土交通省)

## ウ 子どもの就学

教育委員会に対し、被害者の子どもが円滑に就学できるよう、住民票を異動していない被害者の子どもの就学には二つの手続があり、地域の実情等に応じ選択できることを周知するとともに、申請時の添付書類は必要最小限のものとするよう助言すること。

また、教育委員会及び学校に対し、被害者の子どもの転校先や居住地等の情報を厳重に管理するよう周知・徹底すること。特に、区域外就学を認める際に必要とされる転出元の教育委員会との協議、指導要録の学校間の授受及び学齢簿に記載した旨の転出元の教育委員会への通知に関する情報制限について、教育委員会における工夫事例を情報提供すること。

(文部科学省)

## エ 住民基本台帳の閲覧等の制限

住民基本台帳の閲覧等の制限の申出者に対する支援措置の必要性を確認する際は、被害者の負担を軽減する観点から、意見聴取する関係機関を警察等に限定しない等を市町村に徹底すること。

また、住民基本台帳からの情報を基に事務処理を行う部局における被害者情報の管理に係る工夫事例を把握し、市町村に対し、これを情報提供するとともに、住民基本台帳担当部局と連携し更なる被害者情報の厳重な管理を行うよう助言すること。選挙人名簿の抄本の閲覧制限を行っていない市町村に対しては速やかに行うよう助言すること。

(総務省)

#### (4) 関係機関の連携の推進

支援センターを中心とした関係機関の連絡協議会の構成については、都道府県  
の関係機関だけでなく、国、市町村、民間団体の関係機関が参加したものとなる  
よう都道府県に対し助言すること。

(内閣府)

当該連絡協議会への参加機関が少ない国の機関（地方支分部局）については、  
引き続き地域の実情等を踏まえ、参加を検討するよう指示すること。

(厚生労働省)

また、既に当該指示を行っている場合には、必要に応じ指示の徹底を図ること。

(法務省)

また、関係機関の連携マニュアルの作成や被害者の支援手続の一元化等、都道  
府県等における関係機関の連携に係る工夫事例を把握し、都道府県等に情報提供  
する取組を継続すること。

(内閣府)

#### (5) フォローアップの実施

基本方針で示された被害者と同居する子どもの就学支援及び住民基本台帳の  
閲覧等の制限に係る施策の実施状況について、定期的にフォローアップすること。

(文部科学省、総務省)